



# 山形県公報

令和4年4月15日(金)  
第297号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定	(村山総合支庁地域健康福祉課)	…369
○同	(同)	…370
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(同)	…同
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(同)	…371
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	…同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(同)	…同
○指定障害児通所支援事業者の指定	(置賜総合支庁地域保健福祉課)	…372
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	…同
○同	(同)	…同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止	(同)	…373
○山形県民の海・プールの利用料金	(観光復活戦略課)	…同
○地域登録検査機関の登録の更新	(県産米ブランド推進課)	…377
○土地改良区の役員の退任の届出	(最上総合支庁農村計画課)	…同
○土地改良区の役員の就任の届出	(同)	…378
○同	(同)	…379
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	…同
○同	(同)	…同
○同	(同)	…同
○道路の区域の変更	(村山総合支庁建設総務課)	…380
○公共測量の終了の通知	(県土利用政策課)	…同
○同	(同)	…同

### 公 告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告	(庄内総合支庁総務課)	…381
○一般競争入札の公告	(会計局)	…同
○同	(新庄病院)	…383
○同	(同)	…384
○特定調達契約に係る落札者の公告	(こころの医療センター)	…386

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第322号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のと

おり指定した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
一般社団法人青葉の杜 宮城県仙台市若林区南材木町17	H a r m o n y 天童市北久野本二丁目2番7号	児 童 発 達 支 援	10名	令和 4. 4. 1
有限会社寒河江衛生管理センター 寒河江市大字宮内58番地	フレンズさがえ 寒河江市南町三丁目3番41号	放課後等デイサービス	10名	同

**山形県告示第323号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
一般社団法人青葉の杜 宮城県仙台市若林区南材木町17	H a r m o n y 天童 天童市乱川二丁目6番25号	保育所等訪問支援	令和 4. 4. 1

**山形県告示第324号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人まごころサービスさくらんぼ	まごころサービスさくらんぼ指定訪問介護事業所 寒河江市本町二丁目8番3号	訪 問 介 護	令和 4. 3. 31
社会福祉法人悠々会	訪問介護サービスいずみ 寒河江市字上河原241番地	訪 問 介 護	同
社会福祉法人碧水会	訪問介護事業所らふらんす大江 西村山郡大江町大字左沢1277番地	訪 問 介 護	同
社会福祉法人尾花沢市社会福祉協議会	尾花沢市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 尾花沢市新町三丁目2番5号	訪 問 入 浴 介 護	同
社会医療法人二本松会	社会医療法人二本松会介護老人保健施設かなやの里 上山市金谷字下河原1370番地	通所リハビリテーション	同
医療法人社団須田医院	短期入所療養介護事業所須田整形外科医院 上山市美咲町一丁目2番18号	短期入所療養介護	同

**山形県告示第325号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人尾花沢市社会福祉協議会	尾花沢市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 尾花沢市新町三丁目2番5号	介護予防訪問入浴介護	令和4.3.31
社会医療法人二本松会	社会医療法人二本松会介護老人保健施設 かなやの里 上山市金谷字下河原1370番地	介護予防通所リハビリテーション	同
医療法人社団須田医院	短期入所療養介護事業所須田整形外科医院 上山市美咲町一丁目2番18号	介護予防短期入所療養介護	同

**山形県告示第326号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
社会福祉法人走翔会 上山市金瓶字山ノ上116-2	生活介護事業所こ・こあハウス 上山市金瓶字湯坂山20番75	生活介護	21名	令和4.4.1

**山形県告示第327号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人走翔会 上山市金瓶字山ノ上116-2	指定障害福祉サービス事業所 走翔会 上山市東町3番30号	生活介護	令和4.3.30
特定非営利活動法人まごころサービスさくらんぼ 寒河江市本町二丁目8-3	まごころサービスさくらんぼ指定居宅介護事業所 寒河江市本町二丁目8-3	居宅介護	同 3.31
社会福祉法人碧水会 西村山郡大江町大字左沢1277番地	居宅介護事業所らふらんす大江 西村山郡大江町大字左沢1277番地	居宅介護	同
社会福祉法人碧水会 西村山郡大江町大字左沢1277番地	居宅介護事業所らふらんす大江 西村山郡大江町大字左沢1277番地	重度訪問介護	同

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター東根 東根市神町東一丁目17番30号	重度訪問介護	同
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター村山 村山市楯岡五日町16-15	重度訪問介護	同
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターさがえ 寒河江市大字寒河江字横道13-1	重度訪問介護	同

**山形県告示第328号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
社会福祉法人にじの家 米沢市太田町三丁目1番32号	キッズデイサポート 虹の子 米沢市太田町三丁目1番32号	児童発達支援	10名	令和4.4.1

**山形県告示第329号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社からふる 米沢市万世町桑山4461番地	らせっと 米沢市万世町桑山字水尻 1728番地2	生活介護	6名	令和4.3.28

**山形県告示第330号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社ソラフネコーポレーション 米沢市金池六丁目5番33号	ジョブタス米沢事業所 米沢市金池六丁目5番30号	就労継続支援（B型）	20名	令和4.4.1

**山形県告示第331号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社なごみの部屋 米沢市門東町二丁目8番38号	日和 米沢市福田町二丁目3番169号	共同生活援助	令和4.3.31

**山形県告示第332号**

山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金		
個 人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき	6,000円
			1人22回につき	10,800円
		パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	32,000円
		パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	17,600円
		パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	9,700円
		パスポート（高齢者）（1年間）による利用の場合	1人1年につき	25,000円
		パスポート（高齢者）（半年間）による利用の場合	1人180日につき	13,800円
		パスポート（高齢者）（3月間）による利用の場合	1人90日につき	7,600円
		パスポート（障がい者等）（1年間）による利用の場合	1人1年につき	25,000円
		パスポート（障がい者等）（半年間）による利用の場合	1人180日につき	13,800円
		パスポート（障がい者等）（3月間）による利用の場合	1人90日につき	7,600円
		夏季の利用の場合	1人1回につき	650円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	540円
		冬季の利用の場合	1人1回につき	490円
高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円		

	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	430円	
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	650円
			上記以外の日	590円
	高齢者の利用の場合	1人1回につき	540円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	540円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	430円	
高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,500円	
		1人22回につき	6,400円	
	パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	19,500円	
	パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	10,700円	
	パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	5,900円	
	夏季の利用の場合	1人1回につき	430円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円	
	冬季の利用の場合	1人1回につき	290円	
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円	
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円	
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	430円
			上記以外の日	350円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270円
児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき	3,000円	
		1人22回につき	5,600円	
	パスポート（1年間）による利用の場合	1人1年につき	15,900円	

		パスポート（半年間）による利用の場合	1人180日につき	8,800円
		パスポート（3月間）による利用の場合	1人90日につき	4,800円
		夏季の利用の場合	1人1回につき	320円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円
		冬季の利用の場合	1人1回につき	240円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	220円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220円
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等 320円
				上記以外の日 290円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220円
団 体	一般	夏季の利用の場合	1人1回につき	520円
		冬季の利用の場合	1人1回につき	490円
		高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	400円
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等 520円
				上記以外の日 490円
		高齢者の利用の場合	1人1回につき	440円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	440円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	400円
	高校生	夏季の利用の場合	1人1回につき	350円
		冬季の利用の場合	1人1回につき	290円
		障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270円

	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		250円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	350円
			上記以外の日	290円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		270円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		250円
児童等	夏季の利用の場合	1人1回につき		260円
	冬季の利用の場合	1人1回につき		240円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		220円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		200円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回につき	土曜日等	260円
			上記以外の日	240円
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき		220円
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき		200円
親子	回数券による利用の場合	1組11回につき		7,900円
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1組1回につき	土曜日等	970円
			上記以外の日	790円

備考

- この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。
- この表において「冬季」とは、11月1日から翌年の4月30日までの日をいう。



- 9 この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 10 パスポートの有効期間は、パスポートを購入した日から起算してこの表に定めるパスポートの区分に応じ当該区分に定める期間とする。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

**山形県告示第333号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 登録年月日及び登録番号

平成19年4月17日

68

2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社米の里

代表取締役 伊藤 亮一

鶴岡市小中島字赤沼22番地

3 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ 国内産玄米

4 登録の区分

品位等検査

5 農産物検査を行う区域

山形県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
荒 田 加代子	もみ、玄米	国内産農産物に限る。
荒 田 祐 子	もみ、玄米	
石 川 修	もみ、玄米	

**山形県告示第334号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、舟形町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	叶 内 富 夫	最上郡舟形町長沢1195番地
同	長 澤 光 芳	同 6910番地

同	山科忠昭	同	富田1102番地1
同	遠藤繁雄	同	舟形2677番地61
同	南勝雅	同	193番地2
同	渡辺忠	同	2619番地3
同	大場正行	同	長沢1236番地
同	長沼広司	同	富田388番地
同	叶内栄一	同	長者原324番地丙
同	戸塚達也	同	816番地1
監事	柿崎勝彦	新庄市大字鳥越1647番地	
同	沼澤俊雄	最上郡舟形町舟形1362番地	
同	小國弘	富田355番地	

山形県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	南勝雅	最上郡舟形町舟形193番地2
同	叶内富夫	同 長沢1195番地
同	松本秀樹	同 舟形1850番地1
同	佐藤勇	同 2677番地7
同	叶内栄一	同 長者原324番地丙
同	戸塚達也	同 816番地1
同	大場清志	同 長沢1241番地
同	長沼光芳	同 6910番地
同	山科忠昭	同 富田1102番地1

同	森 正 昭	同	385番地
監 事	柿 崎 勝 彦	新庄市大字鳥越1647番地	
同	大 場 正 行	最上郡舟形町長沢1236番地	
同	小 國 弘	同	富田355番地

**山形県告示第336号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	安 彦 和 敏	最上郡大蔵村大字合海1491番地15

**山形県告示第337号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日  
令和4年4月8日

**山形県告示第338号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4237番地3
- 3 認可年月日  
令和4年4月8日

**山形県告示第339号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大蔵村土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村大字清水2309番地4
- 3 認可年月日  
令和4年4月11日

**山形県告示第340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月15日から同年5月2日まで縦覧に供する。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市六日町1734番5から 同 薬師町二丁目427番2まで	旧	33.2メートル } 20.0	メートル 40
同 上	新	33.2メートル } 20.0	同 上

**山形県告示第341号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年11月1日から令和4年3月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（水準測量）

**山形県告示第342号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市の一部、酒田市の一部、最上郡舟形町の一部、同郡真室川町の一部、同郡大蔵村の一部、同郡戸沢村の一部、東置賜郡高畠町の一部、西置賜郡小国町の一部、同郡白鷹町の一部、同郡飯豊町の一部、東田川郡庄内町の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年10月4日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月15日

山形県庄内総合支庁長 高 橋 正 美

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
庄内総合支庁本庁舎及び分庁舎で使用する電気の供給  
(1) 本庁舎 契約電力195キロワット、使用電力量446,649キロワットアワー  
(2) 分庁舎 契約電力 57キロワット、使用電力量102,528キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県庄内総合支庁総務課 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
電話番号0235(66)5405
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号松波プラザ2階D号室
- 5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
令和4年4月1日～令和7年3月31日	1,627.77円

(使用電力量に対する単価)

期 間	電力量料金単価（1kWhにつき）
令和4年4月1日～ 令和7年3月31日	夏季 16.81円
	その他季 15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を認める政令第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、タブレット端末の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時  
(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）  
(2) 日時 令和4年5月26日（木） 午前10時
- 2 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品の名称及び数量 タブレット端末 692台  
(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。  
(3) 納入期限 令和5年3月31日（金）

- (4) 納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年5月16日（月）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月9日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tablet computers Quantity: 692

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 26, 2022

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2718

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新庄病院改築整備 放射線部門システム更新等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月15日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室

(2) 日時 令和4年5月26日（木）午前11時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 新庄病院改築整備 放射線部門システム更新等業務 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所 新庄市金沢字関屋702-3ほか 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部医事経営相談情報企画係 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り上げた金額)以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」という。)を令和4年5月2日(月)午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書及び応札役務仕様書を令和4年4月25日(月)午後5時までに山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Rodilogy Information System Update Service: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 26, 2022

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Administration & Consulting Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22) 5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新庄病院改築整備 共通基盤構築等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月15日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階会議室

(2) 日時 令和4年5月26日(木)午後2時

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 新庄病院改築整備 共通基盤構築等業務 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所 新庄市金沢字関屋702-3ほか 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか



を問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- ### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係 電話番号0233(22)5525

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を令和4年5月2日（月）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書及び応札役務仕様書を令和4年4月25日（月）午後5時までに山形県立新庄病院事務部医事経営相談課情報企画係に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Common computing platform Service: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 26, 2022
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Administration & Consulting Division, Yamagata Prefectural Shinjo Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月15日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立こころの医療センター清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立こころの医療センター総務経営課施設用度係 鶴岡市北茅原町13番1号 電話番号0235(64)8100
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社セロン東北 山形市久保田一丁目8番28号
- 5 落札金額 75,240,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年1月25日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 4. 4. 5	第294号	339	下から10	51	28